

椎葉村森林・林業ビジョン策定支援業務委託プロポーザル募集要項

1 本募集要項の目的

椎葉村は4万1千haにもものぼる広大な民有林を有しているが、今後人口減少・高齢化等により、所有者および林業従事者での管理・施業が困難な林分が飛躍的に増え、再造林率の低下・管理の行き届かない林地が増加することが危惧されている。環境保全・資源の利活用など多方面での森林の必要性や可能性・存在価値の重要性を見だし、今後100年を見据えた森林・林業のビジョンの作成を確実にかつ順調に進めるため、コンサルティング業務を委託により行う。

委託業務の選定にあたっては、提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザル方式にて実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名：椎葉村森林・林業ビジョン策定支援業務
- (2) 業務内容：椎葉村森林・林業ビジョン策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (4) 事務局：〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良1762-1
椎葉村役場 農林振興課 林業振興グループ
電話：0982-67-3206（直通）
F A X：0982-67-2825
E-MAIL：nakase-ikuo@vill.shiiba.miyazaki.jp
- (5) 業務限度額：9,360千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) プロポーザルの方式：公募型プロポーザル

3 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体でも可）とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条のきていによりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項または第200条第1項の規定による更正認可の決定を受けいる者を除く。）
 - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及び

その開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む。)

- (3) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 村が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第4条の入札参加資格審査申請書を提出し審査を受けた者であること。または、応募期間中に審査を受けることが可能な者であること。
- (5) 椎葉村入札参加資格業者の指名停止に関する要領(平成23年要領第2号)の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 国税、都道府県税および市区町村税の滞納がないこと。

4 提案に係る提出書類

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 企画提案書(任意様式)
- ④ 見積書(任意様式)
- ⑤ 年度別見積書(任意様式。本業務は、地方自治法第212条に定める継続費として執行することから、当年度・翌年度それぞれの年度における業務の見積額を分けて明示し、内訳も記載すること。なお、それぞれの年度の合計金額は④と合致すること。)
- ⑥ 本業務に係る実施体制(様式3)
- ⑦ 会社概要(任意様式)

(2) 提出部数 ①・② 1部、③～⑦ 15部

(3) 受付期間

令和6年1月22日(月)～令和6年1月26日(金)午後5時まで

(4) 提出方法 持参または郵送

(5) 提出先 椎葉村役場 農林振興課 林業振興グループ 森林・林業ビジョン担当 宛
〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

6. プロポーザルの手続き等

実施内容	日時
公募開始	令和6年 1月 4日(木)
参加申込提出期限	令和6年 1月12日(金)正午
ビジョン村策定方針資料提供	参加申込を行った者に対し、 随時資料提供
募集要項等に関する質問受付期限	令和6年 1月19日(金)
提案書提出期限(辞退届提出期限)	令和6年 1月26日(金)
プレゼンテーション	令和6年 2月 2日(金)
審査結果通知	プレゼンテーション後1週間以内

(1) ビジョン策定方針資料提供

- ・ビジョン策定において、本村が検討している森林づくりの方針の資料提供を、参加申込みを行った者に対し随時行う。(Eメールにて提供。)
- ・内容についての質問は質問書(様式4)にて受け付けることとする。
- ・本村が検討している森林づくりの方針については、他に漏らし、または自己利益のために利用する事はできない。

(2) 募集要項等に関する質問受付

- ① 受付期間 令和6年1月15日(月)～1月19日(金)17時まで
- ② 提出方法
質問書(様式4)を下記アドレスに提出。その他の方法による質問は受け付けない。
E-mail : nakase-ikuo@vill.shiiba.miyazaki.jp
件名に「【質問】椎葉村森林・林業ビジョンプロポ」と記載。
- ③ 回答 質問受付期間終了後に椎葉村ホームページにて公開

(3) プロポーザル参加に際しての留意事項

- ①失格または無効
以下のいずれかにの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
(ア) 書類の提出が期限を過ぎていた場合
(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
(ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
(エ) 募集要項に違反すると認められる場合
(オ) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- ②著作権・特許権等
提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいた保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果に生じた事象による責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ③複数提案の禁止
複数の提案書の提出はできない。
- ④提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- ⑤返却時
提出書類の返却は行わない。
- ⑥費用負担
企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- ⑦ プロポーザル参加申込書を提出後に参加を辞退する時は、参加辞退届(様式5)を提出しなければならない。

(3) 提案評価に係る事項

- ① 評価方法

評価は、椎葉村プロポーザル選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し行う。なお、選定委員会では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力、見積金額等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定する。

② 選定委員会

(ア) 開催日時・開催場所・受付時間等

開催日時：令和6年 2月 2日（金）

受付：午後1時～ 順抽選：午後1時20分 開催：午後1時30分～

開催場所：椎葉村役場 3階会議室

(イ) 企画提案の所要時間

○プレゼンテーション 20分

○選定委員会からの質疑 10分

(ウ) 注意事項

○プレゼンテーションの順番は当日の抽選とする。

○プレゼンテーション参加人数の制限はしない。

○プロジェクターはこちらで準備したものを使用。（HDMI 端子での接続）

○プレゼンテーション参加者は他の企画提案の傍聴はできない。

○指定時間に遅れた場合は参加を認めない。

③ 最優秀提案者の決定

最優秀提案者の決定は、各選定委員会の採点合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、採点合計が同点の場合は、提案金額の安価な者を選定する。

さらに、提案金額が同額の場合は、委員長が決定する。

④ 選定結果の通知

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知する。

(4) 業務の適正な実施に関する事項

① 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

② 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、村と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

③ 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

7. 問い合わせ先及び提出先

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番地 1

椎葉村役場 農林振興課 林業振興グループ

森林・林業ビジョン担当 宛

TEL : 0982-67-3206